

令和5年6月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和5年6月21日(水) 開会15時30分 閉会17時10分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代
教育委員 栗原 知子

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 前田 俊行
教育次長 小倉 敏之
図書館統括館長 西行 裕
教育総務課長 諏訪 光宏
学校教育課長 酒井 睦夫
放課後児童育成室長 黒川 忠興
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課長 高比良 博則
青少年課長 橋詰 正弘
スポーツ課長 塩見 伸治
文化財保護課長 渡邊 貴美
図書館長 中野 裕三
みどり図書館長 井土 博之
桜木図書館長 嶋津 康弘
調整参事 新井 敏男
教育総務課 副課長 山田 治
教育総務課 課長補佐 楨野 克典
教育総務課 主幹 内田 佳邦

4 議 題

議 事

第9号議案 市議会定例会提出議案(福井市一般会計補正予算)に同意することについて

第10号議案 福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について

第11号議案 福井市社会教育委員の委嘱について

第12号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について

第13号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について

第14号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について

第15号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について

第7号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第8号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第9号報告 専決処分（福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第10号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

第11号報告 専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

報告

(1) 福井市部局マネジメントについて

(2) 財産有効活用民間提案制度による芦見生涯教育施設の貸付について

(3) 福井市青少年問題協議会委員の委嘱について

(4) (仮称)福井市フットボールセンターのネーミングライツ・パートナー募集について

(5) 令和5年度学校プール開放事業について

5 議事の経過

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 春木 委員 多田 委員

(4) 議事の要旨

教育長

まず、第9号議案について、市議会上程前につき、非公開を要する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、ご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

ご異議ないようなので、第9号議案については非公開とする。非公開の案件につ

いては、後ほど審議する。

それでは、第10号議案 福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(保健給食課長)

福井市学校給食運営委員会委員の委嘱について、福井市学校給食運営委員会規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱するものである。

本年度は委員改選の年にあたり、14名の委員全員を委嘱する。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第10号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第10号議案は原案のとおり承認する。

次に、第11号議案 福井市社会教育委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局
(生涯学習課長)

福井市社会教育委員の委嘱について、福井市社会教育委員に関する条例第2条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。

本年度は委員改選の年にあたり、16名の委員全員を委嘱する。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第11号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第11号議案は原案のとおり承認する。

次に、第12号議案 福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。

事務局

福井市自然史博物館運営協議会委員の委嘱について、福井市自然史博物館の

(文化財保護課長)	<p>設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。</p> <p>本年度は委員改選の年にあたり、10名の委員全員を委嘱する。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。</p>
教育長	<p>自然史博物館、美術館、郷土歴史博物館は商工労働部の所管になるが、運営協議会の委員は教育委員会で任命することとなっている。</p> <p>その他、今の説明について、ご質問等はないか。</p>
	— 質疑なし —
教育長	<p>質疑を終結する。第12号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。</p>
	— 異議なし —
教育長	<p>異議なしと認める。よって、第12号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第13号議案 福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (文化財保護課長)	<p>福井市美術館運営協議会委員の委嘱について、福井市美術館の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。</p> <p>本年度は委員改選の年にあたり、8名の委員全員を委嘱する。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。</p>
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。
春木委員	委員の役職名にある「臨床美術士」とは、国家資格か。
事務局 (文化財保護課)	<p>臨床美術士とは、民間団体の任意の資格で、国家資格等ではない。</p> <p>美術を活用した認知症の予防や、感受性に関する教育、ストレスの緩和等を専門とする資格のようである。</p>
教育長	<p>質疑を終結する。第13号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。</p>
	— 異議なし —
教育長	<p>異議なしと認める。よって、第13号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第14号議案 福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。</p>

事務局 (文化財保護課長)	<p>福井市立郷土歴史博物館運営協議会委員の委嘱について、福井市立郷土歴史博物館の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。</p> <p>本年度は委員改選の年にあたり、8名の委員全員を委嘱する。任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間である。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>
教育長	<p>質疑を終結する。第14号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>異議なしと認める。よって、第14号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第15号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (図書館長)	<p>福井市図書館協議会委員の委嘱について、福井市図書館の設置及び管理に関する条例第5条第3項の規定に基づき、委員1名を交代し、委嘱するものである。</p> <p>委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年7月1日から令和6年6月30日までである。なお、令和6年7月1日に、改選の予定である。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、ご質問等はないか。</p> <p>— 質疑なし —</p>
教育長	<p>質疑を終結する。第15号議案について、原案のとおり承認することにご異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>異議なしと認める。よって、第15号議案は原案のとおり承認する。</p> <p>次に、第7号報告 専決処分(福井市通学区域審議会委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (学校教育課長)	<p>専決処分(福井市通学区域審議会委員の委嘱)について、4月の選挙に伴い、令和5年5月30日付け2名の委員を委嘱したことに對し、教育委員会の承認を求めるものである。</p>

委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年5月30日から令和5年7月31日までである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

任期は令和4年8月1日から令和5年7月31日までのため、令和5年8月1日から、改めて委嘱するということがよいか。

事務局

(学校教育課長)

改選時の令和5年8月1日に、全ての委員を改めて委嘱する。ただ、市議会議員の3名については、議会事務局より8月1日以降の推薦も得ているため、引き続き委員をお願いする。

教育長

質疑を終結する。第7号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第7号報告は承認する。

次に、第8号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局

(保健給食課長)

専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）について、学校医代表の交代に伴い、令和5年5月19日付け1名を委員に委嘱したことに対し、教育委員会の承認を求めるものである。

委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年5月19日から令和6年3月31日までである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

福井市結核対策委員会は、毎年開催されているのか。

事務局

(保健給食課長)

福井市結核対策委員会は、毎年開催している。結核が蔓延していた地域から児童生徒が帰国した際などにも開催する。

春木委員

5月19日に専決処分となっているが、今回、教育委員会の承認を受けるまでは委員として活動できないのか。

事務局

(保健給食課長)

所属団体からの報告が、前回の教育委員会の直前だったため、今回の教育委員会で上程となったが、委員としては専決処分された5月19日から活動できる。

教育長

この後にも専決処分の報告があるが、各種委員の異動等、教育委員会に諮るべき案件は、判明した時点で教育委員会に議案として上程、又は専決処分の報告をしなければならないことになっている。

質疑を終結する。第8号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第8号報告は承認する。

次に、第9号報告 専決処分（福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。

事務局

（青少年課長）

専決処分（福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱）について、4月の選挙に伴い、令和5年5月30日付け2名の委員を委嘱したことに対し、教育委員会の承認を求めるものである。

委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年5月30日から令和6年6月30日までである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

質疑を終結する。第9号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第9号報告は承認する。

次に、第10号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、及び第11号報告 専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、に関し、専決日、委嘱期間に相違があるため、事務局から一括して説明を求める。

事務局

（スポーツ課）

専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）について、委員の所属団体より、4月1日付けで交代があった旨の報告が6月にあり、委嘱期間を4月1日に遡って1名を委嘱することとなってしまった。

委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和5年8月31日までである。

確認や把握が遅かったことが原因であり、お詫び申し上げるとともに、今後このようなことのないよう注意していく。

事務局

（図書館長）

専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）について、委員の所属団体より3月31日に前任者が退職し、4月1日付けで交代があった旨の報告が5月にあり、委嘱期間を4月1日に遡って1名を委嘱することとなってしまった。

委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年6月30日までである。

確認や把握が遅かったことが原因であり、お詫び申し上げるとともに、今後

このようなことのないよう注意していく。

教育部長

今回の件については、事務手続き上、年度当初の確認が遅れたことが原因であり各所属にはチェックを徹底するよう指示したところである。

教育委員会事務局としても、全体をチェックすることで、2重に確認できる体制を整え、今後は遅れることのないようにする。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

第15号議案 福井市図書館協議会委員の委嘱と第11号報告 専決処分（福井市図書館協議会委員の委嘱）との違いは何か。

教育長

第11号報告の委員は、6月定例教育委員会の開催前（4月1日付）に教育長が専決処分をして委嘱しているため、次の委員会（本来なら5月定例）に報告しなければならない。

これに対し第15号議案の委員は、6月定例教育委員会の開催後（7月1日付）の委嘱であるため、6月定例教育委員会に議案として上程している。

栗原委員

任期が2年以上ある委員等について、1年後に退職することが分かっているのに所属団体から委員に推薦され、任命されるのか。

教育部長

団体によっては、会長や副会長等の役員を委員として推薦するため、委員会としては年齢等に関わらず任命することになる。

教育長

年度当初に役員の交代等が多いと思うので、教育委員会事務局には早めに確認をお願いしたい。

質疑を終結する。第10号報告及び第11号報告について、承認することにご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第10号報告及び第11号報告は承認する。

次に、報告（1）福井市部局マネジメントについて、事務局から説明を求める。

教育部長

まず、令和4年度の成果報告について、令和4年度は、7つの組織目標のもと、27の行動目標を掲げ、取り組んできた。

これら27の行動目標について、どの程度達成できたかということを経験に天気例えば「快晴」、「晴れ」、「薄曇り」、「曇り」、「雨」の5区分で分類している。

「快晴」は、目標を達成し特に成果があったもので、該当はなかった。

「晴れ」は、期限内に目標が達成できたもので、16件

「薄曇り」は、期限内は未達成だったが年度内に達成したもので、1件
「曇り」は、未達成だったが達成率90%以上のもので、6件
「雨」は、年度内に目標が達成できなかったもので、4件が該当した。

— 以下、令和4年度の成果報告を別冊資料で説明 —

教育部長

次に、令和5年度の基本方針として、少子高齢化の進行や、グローバル化、DXを代表とするデジタル社会の到来など、社会情勢が急激に変化する中、これからも、子どもから高齢者まで全ての市民が学習やスポーツに取り組むことができ、生きがいを持って暮らすことができるよう環境整備を行う。

また、子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校教育の充実を図っていく。学校規模適正化については、地域の皆様との話し合いを丁寧に行うことで、地域の特性を考慮しながら、今後の本市としての学校のあり方を引き続き検討していく。

さらに、本市の伝統行事や建造物、史跡など豊かな歴史・文化に育まれた多くの文化財についても、しっかりと継承し、福井の誇りとして活用していく。

これらの取り組みにより、教育大綱の基本理念「みんなが学び成長するふくいの教育」の実現を目指す。

この基本方針に基づき、7つの組織目標を掲げており、これらの7つの組織目標の下に、27の行動目標を掲げ、取り組んでいく。

なお、令和5年度マネジメント方針については、広く市民の方々に知っていただくため、PR動画を作成しているのので、そちらをご覧ください。

— 以下、令和5年度のマネジメント方針のPR動画を上映 —

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

春木委員

マネジメント方針のPR動画は、インターネットで公開しているのか。
また、教育委員会だけでなく、市の他の部局の動画もあるのか。

教育部長

マネジメント方針のPR動画は、インターネットで公開しているほか、ケーブルテレビでも放映している。

教育委員会以外の市の他の部局も動画を作成しており、ケーブルテレビでは番組の合間にCMのように放映されている。

多田委員

令和4年度成果報告「通学環境の整備及び安全対策の充実」について、通学路の危険ブロック塀のフォローアップ調査とあるが、ブロック塀の所有者に市から連絡しているのか。通学路以外の危険ブロック塀については調査しないのか。

事務局

(保健給食課長)

通学路に面した危険ブロック塀については、建築指導課と保健給食課で所有者に連絡し、撤去や補強をお願いしている。

	調査については、まずは通学路の危険ブロック塀を把握すべく進めている。
教育長	ブロック塀の撤去や補強に対して、補助金等の制度はあるのか。
事務局 (保健給食課長)	建築指導課に補助金制度がある。なお、これまで198箇所あった危険ブロック塀が、現在は127箇所に減少した。
多田委員	令和4年度成果報告「通学環境の整備及び安全対策の充実」の指標が、会議や点検の回数となっているが、危険な箇所を減らすことが目標ではないのか。
事務局 (保健給食課長)	危険ブロック塀の所有者には、毎年、撤去や補強をお願いしており、今後も危険箇所を減らしていけるよう努めていきたい。
栗原委員	令和4年度成果報告「放課後児童クラブの整備」について、指標の結果・成果に「放課後留守家庭児童の受入：100%」とあるが、私の周りでも放課後児童クラブに入れなかった子どもがいる。この受入100%の理由と基準を教えてください。
教育長	近くに祖父母が居ない等、放課後児童クラブの入所基準を満たしている子どもは100%受け入れができていないという意味である。希望者全員の受け入れができていない訳ではない。
事務局 (放課後児童育成室長)	放課後児童クラブに入所できなかった子どもも、夏休み期間中の対応として、隣の地区の放課後児童クラブで受け入れが可能である。 なお、児童館については、特定の館でなければ、どこでも受け入れている。
栗原委員	子どもや保護者も、放課後児童クラブと児童館を混同しており、児童館が誰でも受け入れてくれるという認識が無いように思う。
宮郷委員	社南の旧治水記念館を放課後児童クラブとして利用するという話はどうなったのか。また、周辺の草が伸びているが、それまでの館の管理は誰が行うのか。
事務局 (放課後児童育成室長)	旧治水記念館を放課後児童クラブとして利用する話は、地元自治会と協議を進めている。また、草刈り等を含め、しっかりと館を管理していく。
多田委員	令和4年度成果報告「学力充実のための教育活動」について、指標の結果・成果を得るために、小中学校にアンケートをしていると思うが、何校調査したのか。
事務局 (学校教育課長)	アンケートは市内全校の生徒に実施した。その結果、「授業がよくわかる」と回答した子どもが、小学校は92.6%、中学校は86.5%であった。
多田委員	クラスの人数が20人のクラスと30人のクラスでは、授業の理解度に差が出る

のではないか。アンケート結果とクラス人数のデータをクロス集計すると、相関関係が分かるのではないか。

事務局
(学校教育課長)

その部分は調べてはいないが、クラス人数のデータはあるので、クロス集計は可能だと思う。

教育長

原則として、20人のクラスと30人のクラスで授業の理解度に差があってはならないと思う。目標としては100%を目指さなくてはならない。

栗原委員

アンケートの結果は、調査のタイミングにも左右されると思うが、いつ実施したのか。また、令和4年度成果報告の指標中にある(総)の意味は何か。

事務局
(学校教育課長)

アンケートはだいたい年末(12月~1月)に実施している。その後、集計して年度末に報告している。

教育部長

令和4年度成果報告の指標中にある(総)は、総合計画のKPIの印である。

教育長

次に、報告(2)財産有効活用民間提案制度による芦見生涯教育施設の貸付について、事務局から説明を求める。

事務局
(生涯学習課長)

財産有効活用民間提案制度を利用し、民間事業者から芦見生涯教育施設の提案があり、市の審査会を経て採用されたため報告する。

内容は、芦見生涯教育施設を活用したドローンの認定スクール事業である。貸付期間は5年間、貸付料は年額60万円弱だが、事業者の収益状況に応じて加算を求めることができる。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

多田委員

相手方は鯖江市の事業者となっているが、特に制約は設けなかったのか。

事務局
(生涯学習課長)

財産有効活用民間提案制度は、市の財源確保及び市民サービスの向上を主な目的としているため、市内事業者に限る等の制約は設けていない。

多田委員

財産有効活用民間提案制度の概要に、「市民サービスの向上が図れる提案」とあるが、その評価基準や目標値はあるのか。

事務局
(生涯学習課長)

評価基準や目標値はないが、市民サービスの向上について、今後、事業者と協議していきたい。

教育長

事業者は誰が選定したのか。

教育部長	私を含め、総務部長や財政部長からなる内部の施設マネジメント審査会において、遊休財産を有効活用することを目的に選定している。
春木委員	貸付後のフォローは教育委員会事務局が行うのか。
事務局 (生涯学習課長)	貸付後は、引き続き生涯学習課がフォローしていく。
教育長	次に、報告(3)福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求める。
事務局 (青少年課長)	福井市青少年問題協議会委員の委嘱について、福井市青少年問題協議会規則第2条の規定に基づき、市長が8名の委員を委嘱したため報告する。 委員の委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年7月1日から令和6年6月30日までである。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	次に、報告(4)(仮称)福井市フットボールセンターのネーミングライツ・パートナー募集について、事務局から説明を求める。
事務局 (スポーツ課長)	令和6年3月に供用を開始する(仮称)福井市フットボールセンターについて、ネーミングライツ・パートナーを募集し、その命名権料を維持管理費に充てる。 命名権の契約期間は5年間で、その後、5年ごとに更新していく。 対象は、県内に本社又は支店をもつ法人又は団体で、命名権料は年間200万円以上を見込んでいる。 なお、名称の一部に「福井(表記は自由)」を入れることを条件とする。
教育長	ただ今の説明について、ご質問等はないか。 応募が無い場合の名称はどうなるのか。
事務局 (スポーツ課長)	今回募集するのは、ニックネーム(愛称)であり、条例で定める正式名称は別にある。
教育長	次に、報告(5)令和5年度学校プール開放事業について、事務局から説明を求める。
事務局 (スポーツ課長)	令和5年度の学校プール開放事業について、1校あたり3日間の開放を予定している。更に、児童数が500人以上の学校はプラス1日、650人以上の

学校はプラス2日、800人以上の学校はプラス3日となる。

昨年度と異なり、開放校であれば、市内どこでも利用できるが、校区外の学校プールを利用する場合は、保護者の送迎が必要である。

なお、11時の時点で予想最高気温が35℃を超える場合は、プール開放を中止する。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

それでは、先ほど非公開と決した案件の審議に入る。

(第9号議案については、結果も含め非公開)

教育長

予定していた審議事項は以上だが、その他、ご質問等はないか。

栗原委員

最近のニュースで、昨年度より教員不足が悪化していると聞いたが、本市ではどうか。また、いじめの認知件数についても自治体によってバラつきがあると聞いたが、本市ではどうか。

事務局
(学校教育課長)

本市でも教員不足は深刻だが、明るいニュースとして、今年度の教員採用試験の応募者は増えている。

いじめについては、学校がしっかり把握している。認知件数はあるが、逆にいじめにきちんと対応しているということでもある。現場と協力して、適正に対処していきたい。

教育長

年度当初に担任が決まらないほど教員が不足している訳ではないが、教員が産休や育休を取得する際、代理で入っていただく教員が居ない。現場としては常に自転車操業の状態である。

教育長

他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局

次回の定例教育委員会について、7月31日(月)15時から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。

教育長

以上をもって会議を終了する。

令和5年7月28日

署名委員 春木 伸一

署名委員 多田 和博

会議録作成職員 内田 佳邦